

# 生活困窮者等に対する相談支援事業 「みやざき安心セーフティネット事業」実施要綱

## (趣旨及び目的)

第1条 社会的孤立や経済的困窮を背景にした生活困窮者等の課題や、既存の制度や福祉サービスでは対応が難しい福祉課題・生活課題が拡大する中、宮崎県内の社会福祉法人が、社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働しながら、公益的な取り組みとして、生活困窮者等からの相談対応を総合的に行うとともに、逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的支援を行うなど、生活困窮者等の自立を支援することを目的に「みやざき安心セーフティネット事業」を実施する。

## (事業名称)

第2条 この事業の名称は、「みやざき安心セーフティネット事業」(以下「セーフティネット事業」という。)とする。

## (事業内容)

第3条 セーフティネット事業は、下記の内容を実施する。

### (1) 総合生活相談事業の実施

制度の狭間の生活困窮など様々な生活課題を抱える人々に対し、社会福祉法人(福祉施設)に所属する相談員<コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)>が、市町村社会福祉協議会、民生委員等と連携・協働しながら、自立に向けた支援を行う。

### (2) 経済的援助(現物給付)の実施

公的制度や福祉サービス等による支援が受けられず、逼迫した生活困窮状況にあり、他に支援する手段がなく支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合、社会福祉法人の施設長の決定により10万円を限度とした「経済的援助」(現物給付)による支援を行う。

## (対象者)

第4条 セーフティネット事業が対象とする要支援者は、生活困窮者等であって、既存の制度や福祉サービスでの即応的な対応が困難で、緊急な対応が必要な方とする。

2 第3条第1項第2号に規定する経済的援助を行う対象者は、緊急の援護を要する生活困窮者等とし、概ね以下に該当する場合に、CSWが必要に応じて社会福祉協議会等と協議しCSWの所属する社会福祉施設の長判断により決定する。

なお、原則として支払いは、本人に代わり事業者に対して行うものとする。

(1) 生計困難により食材費の負担が困難な方

(2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方

(3) 生計困難により生活に必要な日用品の負担が困難な方

(4) 生計困難により医療費、介護サービス費の負担が困難な方

(5) 生計困難により家賃の負担が困難な方

(6) 上記に類似する方

3 経済的援助を行う対象者であることから、以下に該当する場合は除くものとする。

(1) 既に施設(入所型)を利用している方

(2) 生活保護を受給している場合

(3) 緊急性のない滞納金の返済に充てようとする方

(4) 借入金の返済に充てようとする方

(5) 緊急性のない日常生活費の支給を求める方

(6) 相談活動を受諾しない方

(7) 現金給付を求める場合

- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員が属する世帯を除くものとする。
- 5 経済的援助は原則として給付とする。ただし、対象者が特に費用の返還を希望する場合には、その費用の返還を受け入れることとする。

### (実施主体)

第5条 セーフティネット事業の実施主体は、宮崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

### (事業の位置づけ)

第6条 セーフティネット事業は、社会福祉法第2条第3項第1号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」とし、事業を実施する場合は、各社会福祉法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と位置づける。

### (セーフティネット事業実施法人の指定)

第7条 セーフティネット事業の趣旨に賛同し、同事業に参加する宮崎県内の社会福祉法人を県社協会長（以下「会長」という。）がセーフティネット事業の実施法人として指定（以下「指定法人（施設）」という。）する。

ただし、法人本部が宮崎県外にあっても、宮崎県内にて施設を運営している場合は、本事業に参加できるものとする。

- 2 セーフティネット事業の実施にあたっては、同事業に参加する社会福祉法人が、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）、民生委員・児童委員、関係行政機関等と連携・協働し対象者の自立支援を行う。

また、県社協、指定法人（施設）、市町村社協、民生委員・児童委員の主な役割は、次のとおりとする。

#### (1) 県社協の主な役割

- ・セーフティネット事業全般の運営管理
- ・セーフティネット事業基金の設置、運用
- ・セーフティネット事業基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）の設置運営
- ・CSWの養成・継続研修の開催
- ・事業の広報周知

#### (2) 指定法人（施設）の主な役割

- ・セーフティネット事業（総合生活相談事業・経済的援助）の運営実施
- ・支援を必要とする方を発見、または通報等による発見
- ・対象者の生活状況等の把握
- ・市町村社協職員等とのケース検討会議の実施
- ・公的制度を含む支援策の検討
- ・スクリーニングの上、既存制度の適用外の支援について、支援を実施
- ・経済的支援（現物給付）の際の対象者の随行

#### (3) 市町村社協の主な役割

- ・相談支援対象者の中の各種制度に該当しないケースのつなぎ
- ・CSWとのケース検討会議の実施
- ・具体的支援サービスへの随行、見守り

- ・ 経済的支援（現物給付）の際の対象者の随行（必要に応じて）
  - ・ 指定法人（施設）との連絡会議又は研修会等の実施
- (4) 民生委員の主な役割
- ・ 支援を必要とする方を発見、生活状況の把握、セーフティネット事業へのつなぎ
  - ・ 支援のための見守り

3 同条第2項第3号に定める市町村社協が実施する指定法人（施設）との連絡会議又は研修会の実施に係る事務負担金を別表第1のとおり支給するものとする。

#### (CSWの配置)

第8条 セーフティネット事業の実施に当たり、各指定法人（施設）は、その設置する社会福祉施設等に配置している相談等を担う職員の中から、原則、県社協が必要とする研修を修了した者またはそれらに準じる研修を修了した者のほか、その任にあたるのが適当と判断される者から、当該施設長がCSWとして任命し、県社協に報告する。

2 任命したCSWに変更等がある場合は、各指定法人（施設）は速やかに県社協に報告する。

#### (CSWの役割)

第9条 CSWは、相談援助活動を通じて、生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握した上で、生活困窮者等の問題解決を支援する。

2 CSWは、市町村社協や民生委員・児童委員、福祉事務所等の行政機関、地域包括支援センター、各種福祉施設等の専門的知識を有する人材や機能と連携し、地域の生活困窮者等に対して様々な相談活動を行うものとし、必要な福祉サービスや制度への橋渡しや現物給付による経済的援助を行う。

#### (経済的援助の支援期間と支援限度額)

第10条 1事例あたりの支援期間は、概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県社協に報告し協議する。

2 1事例あたりの支援限度額は、10万円を上限とする。なお、1回あたりの支援額は、CSWの所属する社会福祉施設の長の判断により決定する。

また、10万円を超える額の支援が必要と思われる場合は、県社協に報告し協議する。

#### (セーフティネット事業基金の設置)

第11条 セーフティネット事業を実施するため、県社協にセーフティネット事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

設置規程については、別途、会長が定めるものとする。

- 2 基金の財源は、事業に参加する社会福祉法人（施設）からの会費をもって充てる。
- 3 社会福祉法人からの会費（年額）については、会長が別表第2のとおり定める。
- 4 セーフティネット事業の実施に要する経費は、基金を充てるものとする。
- 5 基金の運営管理を行うために、基金運営委員会を設置する。  
設置要綱については、別途、会長が定めるものとする。

#### (個人情報の保護)

第12条 セーフティネット事業を実施する関係者は、事業の実施に際し知り得た個人情報等を要支援者の同意を得ずに第三者に漏らしてはならない。指定法人（施設）の終了または取り消し後においても同様とする。なお、個人情報保護のため次の各号

に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利侵害を侵すことのないよう最大限に努めなければならない。
- (2) 個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。
- (3) 収集、作成した個人情報をセーフティネット事業の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。
- (4) 収集、作成した個人情報の漏えい、き損及び滅失があった場合は、県社協に速やかに報告する。
- (5) 収集、作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、指定法人（施設）の責任において、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。

**（雑 則）**

第13条 この実施要綱に定めるもののほか、セーフティネット事業の運営に関し必要な事項は、基金運営委員会の協議を経て、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

別表第1（第7条第3項関係）

市部	50,000円
町村部	40,000円

別表第2（第11条第3項関係）

分 野 ・ 種 別		年 額（円）
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	○定員50名未満 100,000
		○定員50名以上 200,000
	養護老人ホーム	50,000
	軽費老人ホーム・ケアハウス	50,000
障害者施設	障害者支援施設（入所） ※障害児施設含む	○定員50名未満 100,000
		○定員50名以上 200,000
	障害福祉サービス事業所（通所） ※障害児施設含む	50,000

児童福祉施設	(入所) 児童養護施設 乳児院 児童心理治療施設	30,000
	(通所) 保育所	20,000
その他(上記種別に該当しない施設) (※小規模多機能施設、デイサービス、グループホーム、自立援助ホーム、母子生活支援施設、救護施設、認定こども園等)		20,000